（秘密文書の区分）

第二十四条　秘密文書の種類は、次の各号に掲げる秘密の程度に応じ、極秘文書及び秘文書とする。

一　極秘文書　秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書

二　秘文書　極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書

（秘密文書の指定）

第二十五条　秘密文書の指定は、会務官が行う。

（秘密文書の取扱い）

第二十六条　秘密文書の指定は、必要最小限にとどめるものとし、秘密保全の必要に応じ、適正に行わなければならない。

2　会務官は、秘密文書の指定に際し、当該秘密文書を秘密にしておく期間（ただし、極秘文書の秘密期間は、五年を超えない範囲内の期間とする。以下「秘密期間」という。）を定めなければならない。

3　前項の秘密期間の起算日は、秘密文書を指定した日（以下「秘密文書指定日」という。）の属する年度の翌年度の四月一日とする。ただし、秘密文書指定日から一年以内の日であって四月一日以外の日を起算日とすることが秘密文書の適切な管理に資すると秘密文書管理責任者が認める場合にあっては、その日とする。

4　会務官は、秘密文書の秘密期間が満了する時において、満了後も引き続き秘密文書として管理を要すると認めるときは、期間を定めて、その期間を延長するものとする。ただし、極秘文書の期間の延長は、五年を超えない範囲内の期間とする。

5　第二項及び前項に基づく秘密期間の定めは、当該行政文書の保存期間を超えてはならない。

6　秘密文書の指定は、秘密期間の満了により解除されるものとする。

7　秘密文書の内容が秘密を要しなくなったとき、会務官は、速やかに当該秘密文書の指定を解除するものとする。

8　会務官は、秘密文書の指定を行うに際し、必要があると認めるときは、当該秘密文書を処理することができる者の範囲その他その取扱いの細目について指示するものとする。

（秘密文書管理簿）

第二十七条　秘密文書は、秘密文書を管理するための簿冊（以下「秘密文書管理簿」という。）において管理するものとする。

2　秘密文書管理簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製することができる。

（秘密文書の表示）

第二十八条　秘密文書には、秘密文書の区分に応じ、「極秘」又は「秘」の文字を付することにより、秘密文書であることの表示をするものとする。

（秘密文書の管理状況の報告）

第二十九条　総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、毎年度、公安委員会に報告するものとする。

（他の行政機関への秘密文書の提供）

第三十条　他の行政機関に秘密文書を提供する場合には、あらかじめ当該秘密文書の管理について提供先の行政機関と協議した上で行うものとする。

（秘密文書管理要領）

第三十一条　総括文書管理者は、秘密文書の管理に関し必要な事項の細則を規定する秘密文書管理要領を定めるものとする。

（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）

第三十二条　特定秘密である情報を記録する行政文書については、この規則で定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成二十六年十月十四日閣議決定）及び特定秘密の保護に関する法律施行令第十二条第一項の規定に基づき定められた国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第十一号）に基づき管理するものとする。

（他の行政機関から取得した行政文書の管理）

第三十三条　他の行政機関から取得した行政文書であって、その管理についてあらかじめ提供元の行政機関と協議を行っているものの管理については、当該協議に基づき行うものとする。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

告　示

○内閣府・総務省・文部科学省告示第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、平成二十五年総務省・文部科学省・内閣府告示第一号（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第二十一条第二項の規定に基づき、主務大臣が定める保険金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文

本文中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○内閣府・文部科学省・経済産業省告示第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第百五号）第三条第二号の規定に基づき、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令第三条第二号に規定する原子力発電施設以外の施設の換算出力（平成十三年文部科学省・経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　宮沢　洋一

別表中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。